

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることになりました

①対象となる入所者の状態は次の通り。

- ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ②上記で治療が必要になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- ③診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- ④請求に際して、診断、行なった検査、治療内容を記載する。
- ⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施内容について公表する。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度またはホームページを活用する等により、毎年度の算定状況を公表すること。

[illegible]